

議案第 39 号

市川市証人等に対する実費弁償等に関する条例の一部改正について

市川市証人等に対する実費弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 27 年 11 月 27 日提出

市川市長 大久保 博

市川市条例第 号

市川市証人等に対する実費弁償等に関する条例の一部を改正する  
条例

市川市証人等に対する実費弁償等に関する条例（昭和 63 年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 29 条第 4 項」を「第 35 条第 4 項」に改める。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

## 理 由

農業委員会等に関する法律の改正に伴い、引用条文の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

